（別紙）

意見内容について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令（案）等の修正
1	省令で定める方法と掲示場での掲示と電子計算機の措置の日付が異なる場合、いずれの日から起算するのか？	公示の方法による送達の起算点である「当該措置を開始した日」とは、防衛省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書面を防衛省の掲示場に掲示し、又は防衛省の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置く措置を開始した日を指します。方法が異なる場合であっても、同日に措置することを想定しています。	なし。
2	公示送達の方法を追加する（防衛省の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置く）こと自体は異論ありません。 その上で、参照条文として挙げられている民訴法等（令和５年法律第６３号による改正後の規定）は、いずれも、「○○で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」旨を規定していますが、同様の規定は不要でしょうか。自衛隊法施行令第８１条第２項では、「送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないとき」に公示送達をすることとされていますが、そのような者が防衛省の事務所に姿を現すことは殆どあり得ないと思われるため、公示送達の趣旨に照らせば、官報やその他インターネット上で広く知らしめ、同条第３項に規定する期間までの間に、送達を受ける機会を可能な限り与える必要があると考えます。	利用者の利便性と、インターネットを利用することができない者への配慮の観点から、省令で定める方法以外に、防衛省の事務所での掲示または電子計算機での閲覧による措置を行うこととしています。 送達を受ける機会を可能な限り与えるため、省令で定める方法で、不特定多数の者が閲覧できる	なし。

	仮に個人情報等の関係で裁決書の内容全てを搭載することが難しいとしても、個人情報等の機微な情報を省いた概要を公表等する（不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く）ことは可能ではないでしょうか。	状態に置くことで対応いたします。	
3	自衛隊法施行令の一部を改正する政令案（公示送達の電子化）」に対し、以下の意見を提出いたします。 本改正案は、令和 5 年法律第 63 号（デジタル社会形成基本法等の一部改正）に基づき、行政不服審査法をはじめとする 16 の法律において導入される「インターネットによる公示送達」の制度を、自衛隊法第 49 条第 1 項に基づく懲戒処分等の審査請求にも適用するものであり、情報通信技術の進展と行政手続の合理化を反映した制度改正として一定の妥当性があると考えます。 自衛隊法第 49 条では、隊員に対する懲戒処分等に関する審査請求について、行政不服審査法第二章の規定を適用しないとされており、その手続は政令で定めるとされています（第 49 条第 6 項)。これに基づき、自衛隊法施行令第 81 条では、裁決の送達方法として「送付による送達」と「公示送達」が規定されており、今回の改正では後者の方法に関して、電子計算機の映像面による閲覧を可能とする措置が追加されました。 これは、民事訴訟法第 111 条や行政不服審査法第 51 条、出入国管理及び難民認定法、医薬品医療機器法など、他の法令においても同様の電子化措置が導入される流れと整合しており、制度的な一貫性と合理性があると受け止めています。 一方で、公示送達の電子化は、当事者の権利保障や情報格差への配慮が不可欠であり、以下の点について慎重な制度設計と運用が求められます。 第一に、公示送達の「到達性」に関する制度的担保です。インターネットによる公示送達は、情報が掲載された事実をもって「送達」とみなす制度ですが、当事者がその情報に実際にアクセスできたかどうかは保証されません。特に、自衛隊員の懲戒処分等に関する審査請求は、当事者の権利救済に直結するものであり、送達の不達によって不利益を被ることがないよう、制度上の補完措置が必要です。例えば、電子公示と併せて、電子メールや郵送による通知を併用すること、一	ご指摘のとおり、今回改正する政令案の審査請求は自衛隊員の権利利益を救済するものであるため、自衛隊法施行令第８１条第３項による公示による送達は、公的記録等を調べても送達を受けるべき者の所在が不明である際に行うことを想定しています。 また、インターネットを通じた公示を行う際は、情報セキュリティやプライバシーの配慮等の観点から適切な対策を講じた上で実施することを検討しています。 他、いただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。

定期間内にアクセスが確認できない場合は再送達を行うことなどが検討されるべきです。

第二に、情報アクセス環境の格差への配慮です。インターネットによる公示送達は、情報端末や通信環境を前提とする制度であり、すべての自衛隊員が均等にアクセスできるとは限りません。特に、災害派遣や海外任務等に従事している隊員にとっては、通信環境が制限される場合もあり、送達の実効性が損なわれる可能性があります。制度設計にあたっては、こうした現場の実情を踏まえ、代替手段や猶予措置の整備が求められます。

第三に、公示内容の検索性と保存性の確保です。電子公示は、情報が掲載されるだけでなく、当事者が容易に検索・確認できることが重要です。掲載期間の明示、検索機能の整備、過去の公示履歴の保存と公開など、情報の可視性と追跡可能性を制度的に担保することが望まれます。特に、審査請求の起算点となる「送達日」の確認が容易であることは、当事者の権利行使にとって不可欠です。

第四に、制度導入に伴う教育・周知の徹底です。公示送達の電子化は、制度の根幹に関わる変更であり、すべての自衛隊員がその内容と運用方法を正しく理解している必要があります。制度導入前に、説明会や研修、マニュアルの配布などを通じて、関係者への周知徹底が図られることを強く希望します。また、制度開始後も、定期的な運用状況の検証と改善が行われることが望まれます。

第五に、制度の公共性と信頼性の確保です。公示送達は、行政手続の一環であると同時に、国民の権利保障に関わる制度でもあります。電子化によって効率性が高まる一方で、情報の真正性、改ざん防止、アクセス履歴の管理など、制度の信頼性を支える技術的・運用的基盤が不可欠です。特に、防衛省という国家安全保障に関わる機関においては、情報管理の厳格性が求められるため、電子公示の運用にあたっては、セキュリティ対策と監査体制の整備が強く求められます。

最後に、制度の柔軟性と人間性の確保です。公示送達は、法的には「形式的な通知手段」であるかもしれませんが、実際には「人と人との関係性」に深く関わる制度です。懲戒処分や審査請求は、当事者にとって人生の転機となる重大な局面であり、制度が冷淡に運用されることなく、当事者の不安や疑問に寄り添う姿勢が求められます。電子

	化によって効率性が高まる一方で、「人間の感情」や「状況への配慮」が制度から失われないよう、運用面での温かみと柔軟性が確保されることを強く希望します。 本改正案が、情報通信技術の進展を踏まえつつ、制度の実効性・公平性・人間性を兼ね備えたものとして運用されることを期待するとともに、今後の制度改善においても、現場の声と国民のまなざしが丁寧に反映されることを強く要望いたします。		
4	自衛隊法施行令改正を通じた社会貢献任務の柔軟拡大提案 政令案を支持しますが、自衛隊法施行令改正を機に、社会貢献任務の柔軟拡大を推進し、高齢化社会の支援を強化すべきです。 自衛隊は防衛だけでなく、国民の生活支援に貢献可能ですが、高齢化率 30%超の 2025 年問題で、農作業や公共工事の負担が深刻（農家平均年齢 67 歳、離農率年 5%超、厚労省データ）。改正で運用ルールを更新するなら、社会貢献任務の範囲を拡大し、工兵部隊の重機・運搬スキルを活かした支援を義務化してください。 具体的には、公共工事の資材運搬支援、農作業の手伝い（田植え・収穫補助）、豪雪地帯の除雪作業や屋根雪下ろしを試験的に導入。 これで地方のインフラ・食料安定を支え、なり手不足（自衛隊充足率 90%未満）の解消にも寄与します。 これにより、自衛隊を「国民の守り手」として活用し、持続可能な社会を実現。政令案に反映を求めます。	いただいたご意見は本改正案に対する賛同意見として承るとともに、今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。